



©Studio Ghibli

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

毎月1・15日発行

お納 期 限 の 2月28日(火)	固定資産税・都市計画税…第4期分	◆お知らせ	◆健康ガイド	◆福祉のひろば	◆催し
	国民健康保険税…第8期分 後期高齢者医療保険料…第8期分 納付書裏面に記載の場所で納付してください。 便利な口座振替をご利用ください。	子ども・子育て支援事業計画(素案) パブリックコメント募集、委員募集、 特別支援教室に関する説明会、市の 人口と世帯数 ほか…2~8・12面	高齢者肺炎球菌予防接種 はお済みですか、歯科健 康講演会、むし歯予防教 室 ほか …8・9面	自立支援医療費制度を 存じですか、相続・遺 言・成年後見制度相談会 …9面 ほか …11・12面	第42回東京都遺跡・調査 研究発表会、LGBTシ ンポジウム、理科実験室 …9面 ほか …11・12面

市・都民税の申告(住民税)、確定申告(所得税および復興特別所得税)の受け付けが始まります

申告期間は2月16日(木)~3月15日(水)

問合せ先

- ▷ 市・都民税=市民税課市民税係
(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9819)
- ▷ 所得税および復興特別所得税=武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1311)

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税(以下「所得税」)の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。

市・都民税の申告用紙は、前年の所得状況に応じて、2月9日(木)に市役所から郵送します。また、所得税の申告用紙は、前年の状況に応じて、1月下旬に税務署から郵送済みです。用紙が届かなかった方や新たに必要となった方は、ご連絡ください。

【臨時窓口の開設】

- 申告期間中は日曜日にも窓口を開設し、申告書を受け付けます。
- ▷ 市=2月19日~3月12日の毎週日曜日午前9時~午後1時
- ▷ 武蔵野税務署=2月19日(日)、26日(日)午前8時30分~午後5時(相談は午前9時から)

所得税の寄附金控除または寄附金特別控除を申告される方へ

寄附金控除・政党等寄附金等特別控除のうち、市民

税・都民税の税額控除に該当する寄附金がある場合は、必ず確定申告書第二表の住民税(・事業税)に関する事項「寄附金税額控除」の該当欄に集計した各全額を記入してください。その際、ふるさと納税ワンストップ特例の特例適用申請書を提出した寄附金額も含めて集計してください。

マイナンバーを記載

市・都民税の申告書および確定申告書へ個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。提出の際に確認書類のいずれかを忘れずにお持ちください。なお、郵送や市役所で確定申告書を提出する場合には、確認書類の写しを添付してください。(個人番号カードは両面の写し)
確認書類 ▷個人番号カード ▷個人番号通知カードと現住所・氏名・生年月日が記載された本人確認のできるもの(※)
※ 公的機関の発行した証明書(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等)

事業主(給与支払者)の方へ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底

〈特別徴収とは?〉

従業員(給与所得者)の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入する特別徴収が原則です。
※ 従業員が常時10人未満の場合は、従業員が居住する区市町村に申請すると、年12回の納期を年2回にすることができる納期の特例の制度があります。

〈特別徴収のメリット〉

特別徴収は、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間が不要です。
詳しくは特別徴収推進ステーションのホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>)をご覧ください。

平成28年1月~12月に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料および国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象

所得税および復興特別所得税の確定申告、市・都民税の申告の際には、忘れずに納付額を記入してください。

後期高齢者医療保険料

年金から天引きされている方は「後期高齢者医療保険料賦課決定通知書」の下部(「後期高齢者医療保険料納入通知書」)の特別徴収のうち平成28年2月~12月の保険料額で、口座振替の方は同通知の普通徴収の保険料額または預・貯金通帳で、それ以外の方は「後期高齢者医療保険料納入通知書」でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

平成28年1月~12月に納めた過年度分や家族の分も対象となります。
11月上旬または2月上旬に日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)や領収証書の添付が義務づけられていますので、申告の際は必ず添付してください。

国民年金保険料

年金から天引きされている方は「介護保険料納入通知書」の平成28年2月~12月の保険料額で、それ以外の方は「介護保険料納入通知書」または預・貯金通帳でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

介護保険料

ごみ・リサイクルカレンダー

全戸配布

平成29年度版ごみ・リサイクルカレンダーを、市内すべての世帯・事業所に配布します。同カレンダー表紙・裏表紙絵は市内在住の小学校4~6年生から募集し、選ばれた作品です。配布期間が過ぎても届かない場合や、ご自宅の地区と異なるものが配布された場合は、ごみ対策課

へご連絡ください。
配布期間 2月6日(月)~3月10日(金)
問合せ ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9835
※ 収集日が変更となる地区がありますので、必ずお手元に届いているかご確認ください。

ご自宅の地区と合っているか表紙をご確認ください



収集日が変更となる地区



収集日が変更とならない地区